

令和3年3月10日
生活支援部医療保険課

国民健康保険料の改定等について

1 保険料算定の基本的考え方

- 特別区においては、統一保険料方式を採用しており、原則として本区の保険料については特別区統一保険料とする。
- 保険給付等に要する経費として東京都が決定する「国民健康保険納付金」等を賦課総額として、これを、被保険者からの保険料収入で賄うことを基本として保険料を算出する。
- 特別区独自の激変緩和措置及び段階的な法定外繰り入れの解消・縮減のため、賦課総額に算入すべき「国民健康保険納付金」については、平成30年度に納付金の94%を算入することを基準に、毎年度1%ずつ算入割合を引き上げることとしている。

2 令和3年度特別区統一保険料率の抑制措置

(1) 経緯

新型コロナウイルス感染症拡大等により、被保険者の所得環境が引き続き厳しい見込みであることから、特別区長会として保険料率の上昇を抑制する措置の検討が必要と判断し、次の3つの案を検討

- ① 従来通りの算定方法【案1】
- ② 保険料率を令和2年度に据置く算定方法【案2】
- ③ 賦課総額に算入すべき納付金について、令和3年度は97%とするところを、96%に維持することで、保険料で賄うべき賦課総額を減額する算定方法【案3】

(2) 検討内容

保険料の検討にあたっては、抑制効果、法定外繰入の増減、後年度への影響及び統一保険料の維持等の観点から検討

【算定結果（基礎・後期・介護の合算）】

	案 1	案 2	案 3
所得割率	12.05%	11.41%	11.91%
均等割額	69,700円	68,400円	69,000円
法定外繰入額 (特別区・R3年度)	88億円	150億円	117億円

【検討のポイント】

	検討のポイント
案 1	法定外繰入については最小となるが、保険料抑制効果はない。
案 2	保険料の抑制効果は高いが、法定外繰入が本来算定に比べ特別区全体で約62億円増加するなど財政規律の確保が困難。また、後年度に保険料率の急激な上昇が見込まれ、被保険者の負担感が大きくなる。
案 3	保険料について一定程度抑制効果があり、法定外繰入の増も一定程度に抑えられ、財政規律も確保されている。

(3) 検討結果等

① 検討結果

保険料を抑制しつつ、財政規律を一定程度確保できること。また、従来の算定の枠組みを変更することがなく、統一保険料方式を維持できることから、案3の特別区独自の激変緩和割合を96%に維持し算定することで、保険料を抑制することとした。

② 抑制効果（基礎・後期・介護合算）

本来の算定方法に比べ、所得割率0.14P、均等割額700円の抑制効果

③ 法定外繰入

抑制措置により、特別区全体で約29億円の法定外繰入れの増となる。

④ 令和4年度以降の措置

特別区の激変緩和措置期間は変更せず、令和6年度で終了するよう毎年度保険料を算定することで、財政規律を確保する。

3 令和3年度国民健康保険料案

項目		令和3年度	令和2年度	増減
基礎分	所得割率	7.13%	7.14%	△0.01P
	均等割額	38,800円	39,900円	△1,100円
後期分	所得割率	2.41%	2.29%	+0.12P
	均等割額	13,200円	12,900円	+300円
介護分	所得割率	2.37%	1.98%	+0.39P
	均等割額	17,000円	15,600円	+1,400円
一人当たり保険料合計		165,868円	162,152円	+3,716円

4 今後の予定

江東区国民健康保険条例の改正について、3月19日開催予定の「国民健康保険運営協議会」に諮問した後、同条例改正案を令和3年第1回区議会定例会に追加提出予定